

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（４６９））
2. 日 時：平成２９年１１月１日 １０時００分～１５時５０分
3. 場 所：原子力規制庁 ８階Ａ会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理管補佐、角谷安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、  
土野技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他１９名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「隣接事業所敷地に関係する審査案件への対応」について、１０月１７日の審査会合及び１０月２７日のヒアリングにおける提出資料並びに本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<外部火災>

- 隣接事業所との合意文書の内容について、原電が必要とする措置が実施可能となる内容であることを申請書に明確に記載すること。<竜巻>
- 隣接事業者からの飛来物の管理について、具体的な内容を整理して提示すること。

<要員参集（技術的能力1.0）>

- 隣接事業者内を経由する参集ルート上に災害対策要員の通行に支障をきたす障害物等が確認された場合において、事業者がその撤去を行うことを申請書に記載すること。

<敷地概況>

- 隣接事業者から土地の権利を得る時期について、申請書へ記載の可否も含めて整理して提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「６条 外部からの衝撃による損傷の防止」、「３３条 保安電源設備」及び「１４条 全交流動力電源喪失対策設備」について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<外部からの衝撃による損傷の防止>

- 外部事象防護対象施設の定義について、先行して審査を受けている柏崎６／７号機の定義と東海第二の定義の違いを比較し、整理して提示すること。

- 外部事象防護対象施設の定義について、内部事象に対する防護施設の定義との違いを整理して提示すること。

<保安電源設備>

- 送電鉄塔の離隔距離に係る設計方針を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち重大事故等対処設備（フィルタベント関連等）設置に伴う廃棄物処理棟内の廃棄物処理設備の撤去について、本日の提出資料に基づき説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 廃棄物処理施設の変更に伴う処理能力の変更前後について、比較して提示すること。
- 許可申請書の変更箇所について、許可要求を踏まえて整理して提示すること。

(4) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 隣接事業所の敷地に係る対応について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 休止状態の設備の撤去が廃棄物処理に影響を及ぼさないことの説明について